

## 11月号 地域行政制度の改革に向けて

10月に世田谷区地域行政推進条例を施行し、世田谷区地域行政推進計画をスタートしました。条例では、まちづくりセンター・総合支所・本庁の役割を次のように定め、地域行政制度の改革に向けて、計画に基づく様々な取組みを進めていきます。

このコーナーは  
区のおしらせ地域版で連載中 ▶▶▶  
過去の記事はこちら



### まちづくりセンター

区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として位置付けました。多様な相談や手続きに対応する窓口を担うとともに、地区の現状や課題を広く把握し、地区の課題解決に向けた取組みを推進します。

### 総合支所

地域経営を担う地域の行政拠点として位置付けました。業務の専門性や地域の社会資源を活用し、また、本庁などの事業所管とも協議しながら施策を区の計画や予算に反映させ、地域課題の解決にあたります。

### 本 庁

社会状況の変化や総合支所の地域経営を踏まえて施策の立案などを行い、まちづくりセンターや総合支所と情報を共有しながら、一体となって施策を実施します。

条例・計画の内容は、区のホームページ、地域行政課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

区のホームページは  
こちら▶

